

平成 21 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名：株式会社リオチェーンホールディングス
代表者名：代表取締役社長 横山 卓幸
(名古屋証券取引所・コード 9834)
問合せ先：管理部部長 若山 謙
電話：052-324-0500(代表)

株式会社幸進による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社幸進は、平成 21 年 7 月 28 日（火曜日）から平成 21 年 9 月 7 日（月曜日）までの 30 営業日において当社株式に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

<別紙>

平成 21 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名：株式会社幸進
代表者名：代表取締役 横山 卓幸

株式会社リオチェーンホールディングス株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 7 月 27 日開催の取締役会において、株式会社リオチェーンホールディングス（コード番号：9834 名古屋証券取引所、以下「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、7 月 28 日から実施しておりましたが、本公開買付けが 9 月 7 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地

株式会社幸進
名古屋市中区平和一丁目 15 番 27 号

（２）対象者の名称

株式会社リオチェーンホールディングス

（３）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,650,000（株）	3,650,000（株）	－（株）

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (3,650,000 株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限

(3,650,000 株) 以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数は、6,591,406 株です。これは、対象者が平成 21 年 7 月 14 日に提出した第 43 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 7 月 14 日現在の発行済株式総数 (13,430,000 株) から平成 21 年 7 月 14 日に提出した第 43 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 5 月 31 日現在の自己株式数 (17,892 株)、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている株式会社アサヒリオが保有する株式数 (4,124,970 株) 及び株式会社リオ横山ホールディングスが保有する株式数 (2,695,732 株) を控除した株式数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 公開買付期間

平成 21 年 7 月 28 日 (火曜日) から平成 21 年 9 月 7 日 (月曜日) まで (30 営業日)

(6) 買付け等の価格

1 株につき金 480 円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

買付予定数の下限	3,650,000 株
応募株券等の数	6,340,788 株
買付け等を行う株券等の数	6,340,788 株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (3,650,000 株) に満たない場合は応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計 (6,340,788 株) が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の通り、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け実施後の所有株式及び所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	79,617 個	(買付け等前における株券等所有割合 59.36%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	63,407 個	(買付け等後における株券等所有割合 47.28%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	68,206 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.85%)
対象者の総株主等の議決権の数	134,079 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年7月14日提出の第43期第1四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の総株主の議決権の個数です。また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の総株主の議決権の数134,079個に、平成21年2月28日現在の単元未満株式数(4,300株)から平成21年5月31日現在の単元未満の自己株式数(92株)、本公開買付けに応募しない株式会社アサヒリオ保有の単元未満株式数(70株)及び株式会社リオ横山ホールディングス保有の単元未満株式数(32株)を控除した4,106株に係る議決権の数(41個)を加算し、134,120個として計算しています。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、それぞれ小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金

3,043 百万円

(6) 決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者

東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

②決済の開始日 平成21年9月16日(水曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付けられた応募株券に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、東海東京証券株式会社から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(7) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社リオチェーンホールディングス

名古屋市中区平和一丁目1番20号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付けにより、公開買付者、株式会社アサヒリオ及び株式会社リオ横山ホールディングス(以下「公開買付者等」といいます。)は、併せて対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを取得できなかったことから、公開買付者は、公開買付届出書に記載したとおり、以下の方法により、対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等が対象者株式の全部(自己株式を除きます。)を所有することとなるよう必要な手続き(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を行う予定です。

この場合の本完全子会社化手続として、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更をすること、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、及び上記①ないし③を付議議案に含む定時又は臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいた

だきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者等は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者等が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会又は本種類株主総会における本完全子会社化手続に関する対象者の株主

の賛同を勧誘するものではありません。

公開買付者は、上記①乃至③の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者等による対象者株式の所有割合及び公開買付者等以外の対象者株主の対象者株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の総数となるよう、公開買付者等以外の対象者の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準に算定される予定です。以上における具体的な手続きについては、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付け、上記手続きにおける税務上の取り扱いについては、株主各位の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、本完全子会社化手続に従い、公開買付者等が対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式を名古屋証券取引所において取引することはできません。

以 上